

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

安曇野市は、平成 17 年に豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の 5 町村が合併して誕生し、北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯から標高 500 メートルの概ね平坦な複合扇状地までを抱える都市である。国勢調査の結果によると安曇野市の人口は平成 22 年の 96,479 人をピークに減少しており、令和 2 年には 94,222 人となっている。年齢 3 区分別に見ても、老年人口が増加傾向にある中で生産年齢人口は減少しており、平成 27 年には 6 割を切っている。また、産業 3 区分別の構成を見ると第 1 次産業は 4,188 人 (8.1%)、第 2 次産業は 14,203 人 (28.1%)、第 3 次産業は 32,202 人 (63.6%) となっており、近年では第 3 次産業の就業者数及び構成比が増加傾向にあるが、製造品出荷額等 (令和 2 年工業統計調査 (確報)) は、4,592 億 5,924 万円と長野県内 5 番目に位置しており、県内では製造業が盛んな地域といえる。

安曇野市の産業構造を見ると、輸送用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業等といった製造業や地域の暮らしを支える商業、長野県内で 1 番の収穫量を誇る水稲 (農林水産統計 令和 4 年度産収穫量) を始めとする農業、北アルプス連峰や安曇野湧水群など豊かな自然環境を活かした観光業、安心・安全なまちづくりに寄与する建設業、高齢化に伴い需要の拡大が見込まれる医療・福祉など各産業が特性を活かしながら比較的バランスよく立地している。

安曇野市を取り巻く経済状況は、世界中を襲った新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加えて、原材料費・燃料費等の高騰や円安による輸入・流通コストの上昇により一層厳しい状況にある。また、近年毎年のように日本国内では自然災害による都市機能への甚大な被害の発生、加速度的に進む人口減少や少子高齢化など、これまでに経験したことのない状況が起こっており、時代の潮流にいち早く対応することが必要となっている。

このような状況を受け、域内の中小企業の生産性を向上させることで、これらの課題に対応する産業基盤を構築することが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

安曇野市の労働生産性向上を実現し、安曇野市の産業競争力を維持向上させるために、本導入促進基本計画の目標は、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績等を考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定数が、年平均 15 件 (累計 30 件) を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

安曇野市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

安曇野市の産業は、工業・商業・農業・観光業・建設業・医療、福祉など多岐に渡っており、多様な産業が安曇野市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

安曇野市の産業は、工業・商業・農業・観光業・建設業・医療、福祉など多岐に渡っており、多様な業種が発展・立地している。広く事業者の生産性向上を実現し、産業振興を図る観点から、本計画において対象となる地域は、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

安曇野市の産業は、工業・商業・農業・観光・建設業・医療、福祉など多岐に渡るが、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた連携など、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、先端設備等の導入により配置転換や業務内容の変更などの処遇変更を伴う場合には、技術伝承等の経営課題に対応するものや先端設備等により労働環境の改善や心身の負担軽減といった中長

期的に見て雇用の安定に資するものであると認められれば認定の対象とする。

- 健全な地域社会の発展に寄与するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境へ特に配慮が必要となるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 市税滞納者及び市税未申告者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。